

職員の懲戒処分について

職員に対する懲戒処分を、下記のとおり行いましたので公表します。

1 処分内容

- (1) 所 属 子ども家庭支援部
- (2) 年 齢 40歳
- (3) 性 別 男性
- (4) 職 層 主事
- (5) 処 分 内 容 停職2月
- (6) 処分年月日 令和6年11月12日
- (7) 事 件 概 要

令和6年6月22日(土)午後7時30分頃、中央区内のスーパーマーケットにおいて、ショッピングカート置き場に置き忘れてあった他人の鞆等を窃盗し、同年7月30日(火)午前8時31分に窃盗の容疑で逮捕された。その後、在宅事件としての捜査を経て、令和6年10月24日(木)付けで、窃盗罪による罰金30万円の略式命令を受けた。

2 港区の対応について

区は、二度とこのようなことが発生しないよう、服務規律の徹底及び職員の指導を図り、区民の皆様からの信頼回復に向けて、再発防止に全力で取り組んでまいります。